

## 1. 制度の目的

市民と市が提案・計画段階から協議し、お互いの責任と役割分担を明確にした協働による事業に取り組むことによって、公共的課題の効果的な解決や市民サービスの向上を効率的に図り、協働のまちづくりを推進する。

## 2. これまでの経過

- ・平成25年5月14日 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会による提言  
「富士見市の協働によるまちづくり事業の推進にむけた提言書  
～協働事業提案制度について～」
- ・平成27年6月1日 協働事業提案制度実施要綱施行
- ・平成27年8月1日～ 協働事業の募集開始
- ・令和3年3月29日 富士見市市民参加及び協働推進委員会による提言  
「富士見市協働事業提案制度の改正に向けた提言書」
- ・令和5年4月1日 協働事業提案制度実施要綱施行の一部改正  
(行政提案型事業の廃止、提案型協働事業の複数年補助の導入及び審査の簡略化・提案前の事前相談導入など)

## 3. 提案の区分

- ① 提案型協働事業：市民が自ら企画する協働事業
- ② アイデア提案：市民提案型協働事業の提案を行うことを前提として登録するアイデアの提案

## 4 今年度の状況

### (1) 事業提案の募集

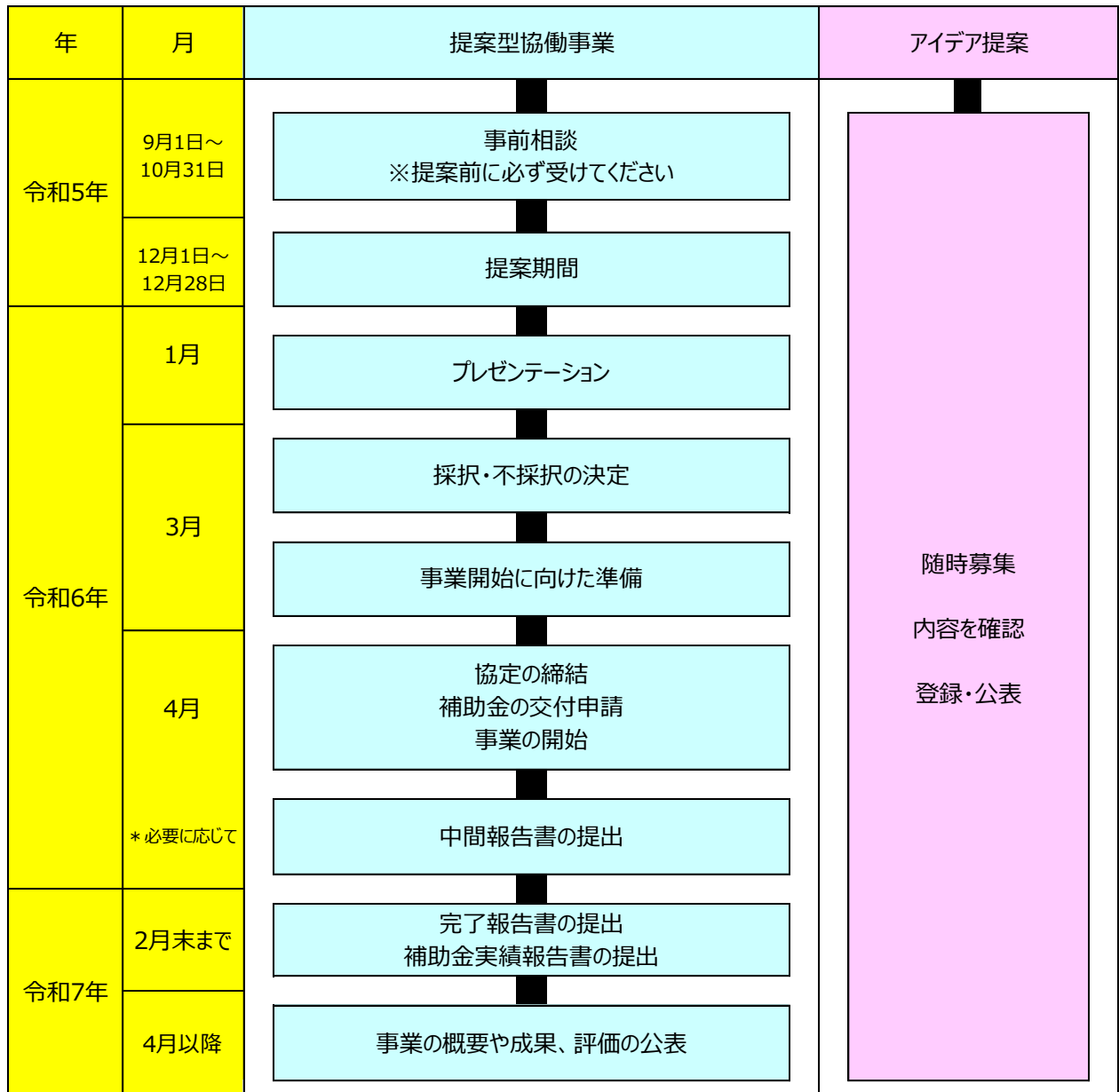
区分	募集期間	備考
提案型協働事業	事前相談：令和5年9月1日(金)～10月31日(火) 提案期間：令和5年12月1日(金)～12月28日(木)	
アイデア提案	随時	

### <周知方法>

- ・市広報・市ホームページ・SNS・市掲示板の活用
- ・公共施設や近隣大学(8校)・県立富士見高等学校へポスター・募集要領の設置
- ・市民活動団体や市内NPO法人へのチラシ配布

(2) 制度の流れ

協働事業提案制度の流れ



### (3) 提案・審査・選考

事前相談期間に要件の確認や、担当部局との調整を行い、事前相談済みの事業について、提案期間中に、提案書を提出してもらう。その後、書類審査及びプレゼンテーションによる選考を行い、採択協働事業を決定。

#### <プレゼンテーション開催概要>

- ①開催日時：令和6年1月25日（木）午後7時～
- ②開催場所：富士見市役所
- ③提案事業：富士見市協働事業提案制度実施要綱第7条第1項による書類審査を通過した事業
- ④流れ：プレゼンテーション 20分程度  
質疑応答 10分程度
- ⑤審査者：推進委員会委員、庁内委員会委員
- ⑥審査基準：富士見市協働事業提案制度審査要領の審査基準（別表1）

#### <プレゼンテーションによる選考>

- ①審査者より提案事業の選考に関する意見を提出  
プレゼンテーション審査メモのコメント欄に記入したメモをもとに、提案事業に対する最終的な意見を、意見・評価欄に記入する。
- ②推進委員会における意見集約  
推進委員会での提案事業の実施可否についての協議結果を、推進委員会の意見として庁内委員会へ提出する。
- ③庁内委員会による協働事業候補の選定  
推進委員会にて集約された意見を踏まえ、審査基準に基づき、協働事業候補の選定を行い、選定結果を市長へ報告する。

### (4) 令和5年度実施事業（令和4年度採択協働事業）

- ①こども対話カフェ（こども対象哲学カフェ）事業
- ②世界が広がる！学校では教えてくれない国旗の授業

### (5) アイデア提案の登録状況

令和2年10月に登録した1件を市ホームページで公表。

事業名	心とお腹をいっぱい！ #駆け込み寺食堂へ行ってみよう
提案者	個人
登録目的	担い手・団体の募集